

令和4年第2回
笠間市議会定例会会議録 第2号

令和4年6月6日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	13番	畑岡洋二君
	1番	高野聖也君
	2番	坂本奈央子君
	3番	安見貴志君
	4番	内桶克之君
	5番	田村幸子君
	6番	益子康子君
	7番	中野英一君
	8番	林田美代子君
	9番	田村泰之君
	10番	村上寿之君
	11番	石井栄君
	12番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藪江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

17番 大貫千尋君

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	金木雄治君
政策推進監	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
市民生活部長	持丸公伸君
環境推進監	小里貴樹君
保健福祉部長	下条かをる君
福祉事務所長	堀内信彦君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
市立病院事務局長	木村成治君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程第2号

令和4年6月6日（月曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 市道路線の認定について
- 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 議案第55号 動産購入契約の締結について
- 議案第56号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）

議案第57号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第52号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
議案第53号 市道路線の認定について
議案第54号 工事請負契約の締結について
議案第55号 動産購入契約の締結について
議案第56号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
議案第57号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

午前10時00分開議

開議の宣告

- 議長（石松俊雄君） 定刻になりましたので、始めさせていただきます。
皆さんおはようございます。
御報告申し上げます。
ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、17番大貫千尋君です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

- 議長（石松俊雄君） 日程について報告申し上げます。
本日の議事日程は、議事日程第2号のとおりといたします。
これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

- 議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番小松崎 均君、13番畑岡洋二君

を指名します。

-
- 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第52号 笠間市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第53号 市道路線の認定について
 - 議案第54号 工事請負契約の締結について
 - 議案第55号 動産購入契約の締結について
 - 議案第56号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
 - 議案第57号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（石松俊雄君） 日程第2、議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから議案第57号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）の7件を一括議題とします。

議案の説明は終了しております。

よって、これより質疑に入ります。

通告があります。発言を許可いたしますが、質疑は通告に従って行ってください。回数は3回までとなります。

11番石井 栄君。

〔11番 石井 栄君登壇〕

○11番（石井 栄君） 11番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可をいただきまして、議案に対する質疑を行います。よろしくお願ひします。

議案第54号 工事請負契約の締結について、議案質疑をいたします。

1回目の質問、今回の契約方法は、条件付一般競争入札です。条件付一般競争入札において入札に参加する事業者の資格要件は何か。

次に、条件付一般競争入札の際に事業者が提出する書類は、法令上、規則上、何が必要か。

3番、今回の入札で、入札に参加した四つの業者は、関係法令、市の条例規則に基づいた書類を全て提出したか。

4番、市は落札までの間に事業者が提出した書類のどの項目をどのように審査したか。

5番、上記の審査は、関係法令、市の条例規則に完全に合致していたか。

6番、各事業者が提出した工事内訳書で、建設本体工事価格及び諸費用を精査したか。

7番、上記精査は、関係法規、条例、規則に基づく審査か。

8番、諸物価高騰の中で、国が基準価格を上げた際に、4者各社は、事業者ですね、工事内訳書の総額、諸費用をどのように改定して市に提出したか。

以上、お願いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 11番石井議員の質疑にお答えいたします。

1番、条件付一般競争入札において入札に参加する事業者の資格要件は何かでございませうが、笠間市条件付一般競争入札に関する事務取扱要領第3条、笠間市一般競争入札実施要領第3条に競争参加資格の項目を示しており、主なものといたしまして、笠間市建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登載されているもののほか、地域要件、施工実績、技術者の配置、元請完工高、手持ち工事件数などが資格要件となっております。

2番、事業者が提出する書類は法令上、規則上何が必要かでございますか、地方自治法令第167条の6の規定に基づき、条件付一般競争入札について必要な事項を公告に示し、書類の提出を求めています。

その内容は、競争参加資格確認資料、現場代理人及び主任・監理技術者の配置予定、配置予定技術者の資格を証明する書類の写し、配置予定技術者との間に3か月以上の雇用関係を証明する書類、公告で示した同市施工実績があることが確認できる書類の写し、直近の経営規模等評価結果評価書の写し、納税証明書の写し、工事費内訳書の提出を求めています。

3番、今回の入札で入札に参加した四つの業者は、関係法令、市の条例規則に基づいた書類を全て提出したかでございますが、入札に参加した四つの業者は、地方自治法令第167条の6の規定に基づく条件付一般競争入札の公告に示した書類の全てを提出しております。

4番、市は、落札までの間に事業者が提出した書類のどの項目をどのように審査したかでございますが、事業者が提出した全ての書類につきまして、条件付一般競争入札の公告で示した競争参加資格の要件を満たしているか、契約検査室にて審査をいたしております。

5番でございます。上記審査は、関係法令、市の条例規則に完全に合致したかでございますが、笠間市条件付一般競争入札に関する事務取扱要領及び公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき審査を行い、競争参加資格の全ての項目について要件を満たしていることを確認いたしました。

6番、各事業者が提出した工事内訳書で、建物本体工事価格及び諸費用を精査したかでございますが、各事業者が提出した工事費内訳書につきましては、各費用の積上げ額が正しく入札額となっているかどうかの確認を行っております。通常、地方公共団体におきまして、入札時点で工事費内訳書の詳細な確認は行っておらず、談合情報があった場合や入札額が低入札調査基準価格を下回った場合、また入札が不調となった場合など、工事費内訳書の詳細な確認を行っております。

7番、上記精査は、関係法令、条例、規則に基づく審査かでございますが、工事費の内訳書の確認につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条

の規定や、同法20条第2項に基づき国が地方公共団体に対して要請した公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてにおいて談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、入札金額の内訳を適切に確認することとされているところによるものでございます。

8番、諸物価高騰の中で国が基準価格を上げた際に、4者各社は工事内訳書の総額、諸費用をどのように改定して市に提出したかでございますが、工事費内訳書につきましては、各社がそれぞれ作成するものでございますので、市ではお答えできるものでございません。

以上でございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○11番（石井 栄君） それでは、ただいまの御答弁に続きまして、2回目の質問をさせていただきます。

今、話が合ったわけですが、確認にもなることになるかもしれませんが、入札参加の4共同企業体が出した入札価格は、直接工事費の中の材料費、工事費、つまり作業効率や各社の工事能力と関係が深いと言われておりますけれども、現場管理費、一般管理費がそれぞれの企業体でどのように変化したのか。

2番、1共同企業体が落札できたのは、直接工事費の中の工事費が他の共同企業体より低い金額であったためか。

3番、前記事項は入札をやり直す前の額のままであったのか、それがさらに下がったのか。

4番、工事内訳書の総額、諸経費総額の比較を公表できないのは比較した審査をしなかったことによるのか。工事内訳書の総額、諸経費総額の比較精査をすることは、法的に審査の要件になっていないためか。

5番、入札をやり直すときにはどのような条件のときか。

6番、今回の入札の全ての過程において、市の対応は法令に基づいて、法令との矛盾なく進められたということか。

それから、7番、公共事業の落札に関して、入札に関してなんですけれども、これは、中小企業の倒産が全国で増加しており、企業の持続的活動を支える仕組みがあることが必要だと考えるわけなんですけれども、そのチェックは落札までのどの段階の審査で行われるのか。

それから、8番、企業の従業員が受け取る賃金が、この工事を請け負うことによってどのようになるのか分かる仕組みがあるのかどうか、落札までのどの過程で、その項目が審査されるのか。

9番、議会が審査する議案の情報に関して、行政が全てを把握し、議会側には情報が制限されているとすれば、議会としてのチェック機能が果たせないのではないかと。このような場合、議会の機関、あるいはその代表者である議長に権限を持たせる必要があるのでは

はないかとの疑問があるが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時16分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し会議を再開いたします。

総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目で、どのように変化をしたのかということですが、今回の入札につきましても、1回目の入札で落札しておりますので、変化ということはありません。

2番目の質問でございます。落札した業者が、直接工事費が他の業者から低いのかということですが、一番低いわけではございません。直接工事、間接工事費の中での総額で一番低かった業者が落札をしております。

3番、再入札の件でございますが、今回再入札は行っておりませんので、1回の入札で済んでおります。

4番目でございます。工事費の比較の公表できない理由ということですが、こちらにつきましても、直接工事費や間接工事費を公表することによりまして各業者に不利益を生じるおそれがあるということから公表はできないということになってございます。

5番、再入札の条件でございますが、不調になった場合、予定価格に達しなかった場合など、再入札の要件と、再度再入札ということになっております。

6番で、今回が法、条例に基づいて適正であったかという質問でございますが、適正に執行してございます。

あと、7番、企業の継続のチェックということですが、入札参加資格の時点で経営状況の調査でありますとか、そういったことを行っておりますので、企業の継続のチェックということは行われていると考えております。

また、8番目で、従業員への賃金へということですが、今回、低入札価格の調査対象にもなってございませぬし、ダンピングなどの要項もございませぬので、適切に払われるものというふうに考えております。

また、9番、議会のチェックということですが、こちらは、今回の議会の議案にかける案件に合致したということで上程をさせていただいておりますので、議会のチェックはいただけるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石松俊雄君） 石井 栄君。

○11番（石井 栄君） それでは、3回目の質問です。

最後の質問で、議会への情報の提供に関してなんですけれども、そのチェック機能を完全に果たすには、議会への何か問題があるかどうかをチェックするわけですから、事態が明らかになったときにしか出せないというのであれば、ちょっと違うのではないかと思います。重ねて、あらかじめ議会の代表者等にその情報をつまびらかにするということができないのか、できるのか、お願いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 繰り返しの答弁となりますが、議会に付する要件を超えたものにつきましては議会のほうに上程をさせていただいておりますので、情報の提供はさせていただいているというふうに考えております。

○議長（石松俊雄君） 以上で質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第57号につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

散会の宣言

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は全て終了です。

次の本会議は、6月13日、来週の月曜日午前10時に開会します。

この後、議会運営委員会が開催をされます。議会運営委員の方は委員会室にお集まりをください。

本日は以上で散会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時21分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 小松崎 均

署名議員 畑岡 洋二